

# 栃木県循環器病対策推進計画（２期計画）の概要について

保健福祉部健康増進課

## 計画の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）」に基づき、「栃木県循環器病対策推進計画（２期計画）」を策定し、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

## 計画の位置付け

基本法第 11 条第 1 項の規定による法定計画であり、国の「第 2 期循環器病対策推進基本計画」を基本とし、以下の計画と整合を図りつつ、本県の循環器病対策の基本的な方向性を定める。

- (1) 栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」
- (2) 栃木県保健医療計画
- (3) 栃木県健康増進計画「とちぎ健康 21 プラン」
- (4) 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21」
- (5) 栃木県傷病者搬送・受入実施基準
- (6) その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの

## 計画の基本方針 「2040 年までに 3 年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す

- (1) 循環器病予防の取組の強化
- (2) 循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実
- (3) 循環器病患者等を支えるための環境づくり
- (4) 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備

## 計画期間

令和 6 (2024) 年度～11 (2029) 年度（6 年間）

## 計画の概要

2040年までに  
①3年以上の健康寿命の延伸、②循環器病の年齢調整死亡率の減少

